

後期第6問

Aは、友人のBから、同人名義の本件クレジットカードを預かって使用を許され、その利用代金については、Bに交付したり、所定の預金口座に振り込んだりしていた。

その後、本件クレジットカードをXが入手した。その入手の経緯は明らかではないが、当時、Aは、パカラ賭博の店に客として出入りしており、暴力団関係者であるXも、同店を拠点に賭金の貸付けなどをしていたものであって、両者が接点を有していたことなどの状況から、本件クレジットカードは、Aが自発的に被告人を含む第三者に対し交付したものである可能性も排除できない。なお、XとBとの間に面識はなく、BはA以外の第三者が本件クレジットカードを使用することを許諾したことはなかった。

Xは、本件クレジットカードを入手した直後、加盟店であるガソリンスタンドにおいて、本件クレジットカードを示し、名義人のBに成り済まして自動車への給油を申し込み、XがB本人であると従業員を誤信させてガソリンの給油を受けた。なお、上記ガソリンスタンドでは、名義人以外の者によるクレジットカードの利用行為には応じないこととなっていた。

また、本件クレジットカードの会員規約上、クレジットカードは、会員である名義人のみが利用でき、他人に同カードを譲渡、貸与、質入れ等することが禁じられている。そして、加盟店規約上、加盟店は、クレジットカードの利用者が会員本人であることを善良な管理者の注意義務をもって確認することなどが定められている。

Xの罪責を述べよ。